

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	北菩提寺 (北菩提寺町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現状、(農)ドリームファーム北菩が後継者が不在の農地を引受けているが、同法人の構成員も高齢化が進んでいる。 ・また、農地を自ら耕作している耕作者も高齢化が進み、後継者不足となつてきていると共に、将来を見据えた構想が描けていないため、(農)ドリームファーム北菩への一本化が進まない。 ・米の安定した販路開拓と転作農地の新たな作物の選定も課題。 ・集落内にサントリーフラワーズがイノベーションフィールドを開設し、園芸用苗の育苗を行っている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・最優先は、(農)ドリームファーム北菩の構成員の若返りによる集落営農の確立。 ・若手から高齢者まで参加による参加型の組織体系の構築。 ・水稻を主要作物とし、無農薬栽培などによるブランド米の生産拡大。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
北菩提寺町集落内において、農地の大区画化、汎用性などの基盤整備を計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくために、市及びJA と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き(有)タカノ電気へ委託を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②北菩提寺町において、管理協定を早急に締結し、有機農業に切り替えていく。
 ③作業の効率化、生産性の向上を図るためIT、AI導入、機械化の促進。
 ⑦土地改良区、行政などと連携し、用水路などの保全管理に務める。